

5年産「生産の目安」の基本的な考え方（案） 昨年からの変更のポイント

令和4年10月14日
北海道農業再生協議会水田部会

1 「生産の目安」の課題

近年、全道の「生産の目安」に対して、「作付実績面積」が大きく乖離する（深掘りする）傾向。

2 主な変更内容

（1）作付意向調査の精度の向上

一部の地域協議会において、作付意向と作付実績の差が、（作付意向と「生産の目安」の差以上に）大きく乖離していることが上記課題の要因の1つ。

- ◆ 作付意向調査について、個々の生産者の作付意向の積み上げを原則とすることに加え、生産者の作付意向の把握手法や時期について、地域協議会は十分に検討を行うことを推進。
- ◆ 水田部会は、地域協議会の把握方法を確認・検証。

（2）生産者間の「生産の目安」の調整の推進

水田部会の調査によると、約半数の地域協議会において、生産者別の「生産の目安」の配分後、生産者の作付意向変化に応じた調整を行っていない。

- ◆ JAグループで推進している「生産の目安」の地域間調整に加え、地域協議会は、必要に応じて、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者間の「生産の目安」の調整を推進。
- ◆ 水田部会は、地域協議会の調整状況を確認・検証。

（3）算定方法の検討

- ◆ 過去の「生産の目安」と作付実績の差を「生産の目安」の算定要素に加えることなどを6年産から検討。

3 その他変更内容

- ◆ 主食用米の作付面積を拡大する意向のある協議会に対し、作付意向を最大限に踏まえて目安を配分する調整（「生産の目安」の基本的な考え方の別紙の5に基づく調整）については、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが提示されている状況を勘案し、4年産に引き続き行わない。

5年産「生産の目安」の基本的な考え方（案） 新旧対照表

新	旧
<p>5年産「生産の目安」の基本的な考え方</p> <p>〔令和4年10月14日 北海道農業再生協議会水田部会〕</p> <p>1 米をめぐる情勢</p> <p>主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p>本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これから北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさ</p>	<p>4年産「生産の目安」の基本的な考え方</p> <p>〔令和3年10月8日 北海道農業再生協議会水田部会〕</p> <p>1 米をめぐる情勢</p> <p>主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p>本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これから北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさ</p>

<p>さまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <h2>2 「生産の目安」の概要</h2> <h3>(1) 目的</h3> <p>行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以後においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。</p> <h3>(2) 設定内容等</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定 ○ 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等） ○ うるち、もち別 <p>※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。</p>	<p>さまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <h2>2 「生産の目安」の概要</h2> <h3>(1) 目的</h3> <p>行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以後においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。</p> <h3>(2) 設定内容等</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定 ○ 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等） ○ うるち、もち別 <p>※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。</p>
--	--

■ 生産の目安 [イメージ]

区分	水稻全体	区分		
		うち主食用	うち加工用	うちその他
うるち	数量(t)			
	面積(ha)			
もち	数量(t)			
	面積(ha)			
合計	数量(t)			
	面積(ha)			

区分	水稻全体	(参考)主食用以外の内訳				
		うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
うるち	数量(t)					
	面積(ha)					
もち	数量(t)					
	面積(ha)					
合計	数量(t)					
	面積(ha)					

■ 生産の目安 [イメージ]

区分	水稻全体	区分		
		うち主食用	うち加工用	うちその他
うるち	数量(t)			
	面積(ha)			
もち	数量(t)			
	面積(ha)			
合計	数量(t)			
	面積(ha)			

区分	水稻全体	(参考)主食用以外の内訳				
		うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
うるち	数量(t)					
	面積(ha)					
もち	数量(t)					
	面積(ha)					
合計	数量(t)					
	面積(ha)					

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施

(10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施

(10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

<p><u>なお、作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとし、意向把握の手法や時期について、地域協議会は十分に検討を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道が全道の水稻作付意向面積の増減(前年比)をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。 ○ 地域協議会は、協議会内(JA・集荷業者等)で全道の調査結果等を情報共有。 <p>(2) 団体ごとの販売計画策定 (~11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。 <p>(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定 (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。 (算定方法の概要は別紙のとおり) <p>(4) 「生産の目安」の決定・提示 (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。 <p>4 「生産の目安」の推進等</p> <p>(1) 「生産の目安」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道農業再生協議会(水田部会)は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。 ○ 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道が全道の水稻作付意向面積の増減(前年比)をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。 ○ 地域協議会は、協議会内(JA・集荷業者等)で全道の調査結果等を情報共有。 <p>(2) 団体ごとの販売計画策定 (~11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。 <p>(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定 (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。 (算定方法の概要は別紙のとおり) <p>(4) 「生産の目安」の決定・提示 (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。 <p>4 「生産の目安」の推進等</p> <p>(1) 「生産の目安」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道農業再生協議会(水田部会)は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。 ○ 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
---	--

- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

また、生産者別の「生産の目安」を提示した後も、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺がないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示・調整状況、作付意向の把握方法等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺がないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示状況等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

5年産「生産の目安」の基本的な考え方（案） 別紙 新旧対照表

新	旧
<p>別紙</p> <p><u>5</u>年産「生産の目安」の算定方法の概要</p> <p>1 算定の流れ</p> <p>(1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。</p> <p>(2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(削除)</p> <p>2 全道の「生産の目安」の算定方法</p> <p>(1) 数量の目安</p> <p>ア 水稲全体</p> <p>イからエの合計値とする。</p> <p>イ 主食用米</p> <p>次の情報を総合的に勘案し、算定する。</p> <p>(ア) 農業団体及び集荷団体から報告される<u>5</u>年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量</p> <p>(イ) <u>4/5</u>年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）</p> <p>(ウ) <u>3/4</u>年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給</p>	<p>別紙</p> <p>4年産「生産の目安」の算定方法の概要</p> <p>1 算定の流れ</p> <p>(1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。</p> <p>(2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。</p> <p>(3) 令和4年産の主食用うるち米については、3の（1）のイで地域協議会別の「生産の目安」を算定した後、5に基づく調整を行う。</p> <p>2 全道の「生産の目安」の算定方法</p> <p>(1) 数量の目安</p> <p>ア 水稲全体</p> <p>イからエの合計値とする。</p> <p>イ 主食用米</p> <p>次の情報を総合的に勘案し、算定する。</p> <p>(ア) 農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量</p> <p>(イ) 3/4年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）</p> <p>(ウ) 2/3年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給</p>

及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表)

- (エ) 前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況
- (オ) 作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の主食用米作付意向面積
- (カ) その他の関連資料

ウ 加工用米

(ア) うるち

農業団体及び集荷団体から報告される5年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の作付意向を踏まえて算定する。

(イ) もち

4年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される5年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

エ その他

3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

(2) 面積の目安

3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表)

- (エ) 前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況
- (オ) 作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の主食用米作付意向面積
- (カ) その他の関連資料

ウ 加工用米

(ア) うるち

農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえて算定する。

(イ) もち

3年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

エ その他

3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

(2) 面積の目安

3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イ及びウの合計値とする。

イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付実績を基本に、2（1）イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ 主食用米以外

次の（ア）から（ウ）までの参考値を合計して算定する。

（ア）加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告（意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分）を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イ及びウの合計値とする。

イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付実績を基本に、2（1）イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ 主食用米以外

次の（ア）から（ウ）までの参考値を合計して算定する。

（ア）加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告（意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分）を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

<p>作付意向が販売計画を下回る場合</p> <p>以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稻作付意向に一定割合（2%）を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向</p>	<p>作付意向が販売計画を上回る場合</p> <p>以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の4年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画</p>	<p>作付意向が販売計画を下回る場合</p> <p>以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稻作付意向に一定割合（2%）を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向</p>	<p>作付意向が販売計画を上回る場合</p> <p>以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の3年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画</p>
<p>b 「その他」</p> <p>ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。</p> <p>(イ) その他（作付意向分）</p> <p>作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。</p> <p>なお、作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。</p> <p>(ウ) その他（作付推進分）</p> <p>イ、ウ (ア) 及び (イ) の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の水稻全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。</p> <p>なお、作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。</p> <p>(2) 面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）</p> <p>(1) イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4 (2) の換算単収により面積に換算した値とする。</p> <p>なお、水稻全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の</p>	<p>b 「その他」</p> <p>ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。</p> <p>(イ) その他（作付意向分）</p> <p>作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。</p> <p>なお、作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。</p> <p>(ウ) その他（作付推進分）</p> <p>イ、ウ (ア) 及び (イ) の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の水稻全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。</p> <p>なお、作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。</p> <p>(2) 面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）</p> <p>(1) イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4 (2) の換算単収により面積に換算した値とする。</p> <p>なお、水稻全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の</p>		

面積の合計とする。

4 換算単収の算定方法

(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した4年産水稻の都道府県別の 10a 当たり
平年収量 (1.7mm 基準ベース) とする。

(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成 27 年産から令和 3 年産までの水稻の市町村別収穫量（北海道）のうち 10a
当たり収量を作柄表示地帯別の作況指數により調整した後の値
の中庸 5 年分の平均値（以下、「市町村別 7 中 5 平均単収（作
況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

(補正方法)

換算単収 = 市町村別 7 中 5 平均単収（作況調整後） × 補正係数
補正係数 = (農林水産省が公表した4年産の北海道全体の平年収
量) ÷ (市町村別 7 中 5 平均単収（作況調整後）
を元に算定した北海道全体の平均単収)

イ 市町村別 7 中 5 平均単収の算定において、秘匿措置により
10a 当たり収量の公表値が 7 年に満たない場合は、農林水産省
が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当す
る市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加

面積の合計とする。

4 換算単収の算定方法

(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した 3 年産水稻の都道府県別の 10a 当たり
平年収量 (1.7mm 基準ベース) とする。

(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成 26 年産から令和 2 年産までの水稻の市町村別収穫量（北海道）のうち 10a
当たり収量を作柄表示地帯別の作況指數により調整した後の値
の中庸 5 年分の平均値（以下、「市町村別 7 中 5 平均単収（作
況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

(補正方法)

換算単収 = 市町村別 7 中 5 平均単収（作況調整後） × 補正係数
補正係数 = (農林水産省が公表した 3 年産の北海道全体の平年収
量) ÷ (市町村別 7 中 5 平均単収（作況調整後）
を元に算定した北海道全体の平均単収)

イ 市町村別 7 中 5 平均単収の算定において、秘匿措置により
10a 当たり収量の公表値が 7 年に満たない場合は、農林水産省
が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当す
る市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加

重平均した値とする。

- エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。
- オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

(削除)

重平均した値とする。

- エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。
- オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

5 令和4年産主食用うるち米の生産の目安の調整方法

各地域協議会の令和4年産主食用うるち米の生産の目安（以下、「目安」という。）は、全道の「目安」の範囲内で設定することとし、3で算定した面積の「目安」について、次のとおり調整する。

（1）調整対象の地域協議会

個々の生産者の作付意向を把握しており、かつ、令和3年産作付実績と比較し、令和4年産の作付面積を維持又は増加する意向のある地域協議会（別途定める協議会は除く）

（2）調整の方法

- ア 3の（2）に基づき算定した地域協議会の面積の「目安」の数値を、作付意向面積の数値に置き換える。
- イ 各地域協議会の面積の「目安」の合計が、全道の「目安」を上回る場合は、一律の割合を掛けて調整する。
- ウ 数量の「目安」は、4の（2）の換算単収を用いて算出する。

5 その他

- (1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。
- (2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。

(削除)

- (3) 近年、全道の「生産の目安」に対して、作付実績が大幅に少なくなる傾向があり、一部の地域協議会において、作付意向と作付実績の差が、(作付意向と「生産の目安」の差以上に) 大きく乖離していることが要因の1つと考えられるため、過去の「生産の目安」と作付実績の差を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加えることなどを6年産から検討する。

6 その他

- (1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。
- (2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。
- (3) 地域協議会が報告する作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとする。

令和 5 年度産地交付金について（案）

〔令和 4 年 10 月 14 日
北海道農政部農産振興課〕

1 産地交付金の概要

別添のとおり

2 産地交付金（全道枠）活用の考え方（令和 4 年 10 月 14 日時点、今後変更する可能性あり）

（1）令和 5 年度の各品目の助成単価は、令和 4 年度の単価を基本とする。

ただし、飼料用米について、複数年契約 3 年目に対する産地交付金の取組に応じた国の配分が廃止される見込みのため、品目間のバランスや全道枠と地域枠の割合等を考慮し、全道枠による飼料用米（SGS 除く）の単年契約への支援は廃止する。

（2）令和 4 年度限りで措置していた「多年生牧草の戦略作物助成単価の見直しに対応した緊急的な取組支援」は措置しない。

（3）地域協議会の事務負担軽減のため、全道枠の品目や使途の区分の簡略化を検討する。

具体的には「省力化・低コスト化助成」において、水田リノベーション助成の対象面積を除いている規定の廃止、加工用米と加工用米以外の助成単価の統一（ただし、合計単価は変わらないよう調整）などを検討する。

（4）飼料用米・米粉用米の戦略作物助成や、産地交付金の取組に応じた配分、水田リノベーション助成への支援内容等が、今後の国の予算編成過程で変わった場合や、R5 水田活用直接支払交付金の道への配分額などによっては、（1）～（3）の内容を含め、助成単価や対象品目を調整することがある。

なお、調整にあたっては、国の支援の考え方を踏まえるほか、各品目間の助成単価のバランスなどに配慮する。

3 産地交付金の活用計画案（令和4年10月14日時点）

(1) 配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「追加配分枠」を除いた額の一部*）を全道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

*・・・令和4年度は当初配分時点で約28%だったが、令和5年度は多年生牧草への支援を措置しないため、全道枠の割合は令和4年度と比べて少なくなる見込み

区分	配分時期		配分先		
	当初 (4月)	追加 (10月)	全道 枠	地域枠（配分の考え方）	
基礎配分	○		○	○	<ul style="list-style-type: none"> 過去の当初配分額を基本に、国からの配分額（5年度以降、配分手法が見直される方針）、全道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
	追加配分枠 (1割相当)	○	※	○	<ul style="list-style-type: none"> 戦略作物助成の支払いに充当された上で、残余がある場合に国から配分 当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	そば・なたねの作付	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 実績面積×20千円/10a
	新市場開拓用米の作付	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 実績面積×20千円/10a
	地力増進作物の作付	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会ごとに、以下のいずれか小さい方の実績面積×20千円/10a <ul style="list-style-type: none"> ① 水稻（加工用米及び新市場開拓用米を除く）の前々年度からの作付減少面積 ② 地力増進作物（基幹作）の前々年度からの作付拡大面積
	新市場開拓用米の複数年契約	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 実績面積（令和4年からの新規契約分）×10千円/10a

※ 全道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、追加配分枠から充当することがある。

※ 今後の国の予算編成過程で大きく変わることがある。

(2) 全道枠活用計画案

(R5 水田活用直接支払交付金の道への配分額や、仕組みによっては変更の可能性あり)

助成内容	助成単価 (上限単価)		備考
	R4	R5	
水稻作付面積の維持・確保			
加工用米に対する助成	13千円 (13千円)	↓	
新市場開拓用米に対する助成	20千円 (20千円)	→	
飼料用米（多収品種）に対する助成【単年契約のみ】	6千円 (6千円)	廃止	飼料用米の複数年契約3年目に 対する産地交付金の取組に応じた 分配の廃止に伴う調整
飼料用米（一般品種）に対する助成【単年契約のみ】	6千円 (6千円)	廃止	
WCS用稻・飼料用米（一般品種SGS）に対する助成 【単年契約のみ】	6千円 (6千円)	→	
米粉用米に対する助成【単年契約の場合】	15千円 (15千円)	→	
米粉用米に対する助成【複数年契約の場合】	9千円 (9千円)	→	
加工用米・新市場開拓用米・WCS用稻の複数年契約に対する助成 【新市場開拓用米は令和2年・3年からの継続分のみ】	10千円 (10千円)	→	
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米と新市場開拓用米（リノベ事業対象）除く】	15千円 (15千円)	→	水田リノベーション助成の 対象面積は除く規定の廃止 → 加工用米の合計単価は 変わらないよう調整
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米のリノベ事業対象のみ】	5千円 (5千円)	↑ 〔上段 単価 と統一〕	
高度な省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米、新市場開拓用米のみ】	5千円 (5千円)	→	
多年生牧草緊急助成 【播種を行わず収穫のみ行う場合、R4限り】	5千円 (5千円)	措置 しない	R4限り

※ R5単価の矢印は、R4の予定単価と比較し、
→···同程度、↓↗···10千円程度の増減

※ R4の最終単価は未確定

(3) 配分の調整

- 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分がある。
- 全道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用がある。

※ 全道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議により、今後内容が変更されることがある。

2 水田活用直接支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 346,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畠地化による高収益作物等の導入・定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。**

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を**支援します。**

3. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。**

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を**独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。**

5. 畑作物本作化推進助成

水田を畠地化し、高収益作物やその他作物の導入・定着を図る取組等を**支援します。**

<事業の流れ>

農業計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

農業者

(1、2、4、5
の事業)

農業者

(3の事業)

国

交付

定額
都道府県農業
再生協議会

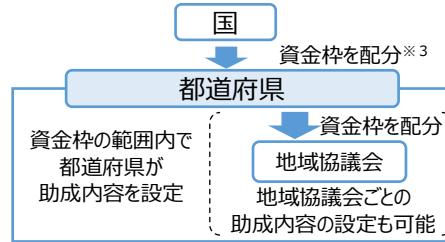
定額
地域農業
再生協議会

定額
地域農業
再生協議会

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稻	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

産地交付金



事業イメージ

<交付対象水田>

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

※ 1 : 多年生牧草について、収穫のみを行う年は 1 万円/10a

※ 2 : 令和4年度予算の執行状況等を踏まえて、予算編成過程で支援内容を検討

- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※ 3 : 作付転換の実績や計画等に基づき配分

畠作物本作化推進助成

- ① 畠地化支援（高収益作物：17.5万円/10a^{※4} その他作物：10.5万円/10a）

※4 : 令和5年度までの時限単価

- ② 高収益作物等定着促進支援

ア 高収益作物（2万円（3万円^{※5}）/10a×5年間）（①とセット）

※5 : 加工・業務用野菜等の場合

イ その他作物【新規】^{※6}（①とセット）

水田を畠地化して、畠作物の導入・定着を図る取組を一定期間、継続的に支援。

※6 : 支援単価や要件等は予算編成過程で検討

- ③ 畠作物産地形成促進支援【新規】^{※6}

畠作物の産地形成に取り組む地域を対象に、関係者間の調整等に要する経費を支援。

- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-3597-0191)